引き続き行財政改革を推進 第2次佐渡市行政改革大綱 および 同実施計画(集中改革プラン) を策定

お問い合わせ 市役所行政改革課 **23**63-3111

政サービスセンター、

連絡所等の窓

は市役所行政改革課または支所・行

ご覧いただけます。

また、希望者に

この計画書は、

市ホームペ

、ージで

ています。

まえて必要な見直しを図ることとし

険料をならす作業(平準化)

を行

11

ま

お願いします。 民の皆さんのご理解とご協力を

口で冊子を配布します。

第2次 佐護市行政改革大課 第2次 寒施計画 佐渡市行政改革大綱 (集中改革プラン 平成22年3月 环成2 新潟県 佐渡市 新国

課題が残されており、

自治体経営の見

直しが必要な状況に変わりはありません。

市では、これまでの取組成果と課題

を検証したうえで、

引き続き行財政改

複など、

継続して取り組むべき大きな 組織・機構や公共施設の重 んできました。

しかし、

に立った公共サービスの提供に取り

平成21年度までの5年間を改革期間と

効率的な行政運営と市民の視点

改革大綱」

を策定し、平成17年度から

では、

平成17年度に

「佐渡市

行

介護保険料が年金から天引き

保

介護保険料 平準化のお知らせ

お問い合わせ

険料をならします。

6月と8月の保険料額を一

時的に増

負

の金額が大きく増減しないように、

保

2563-5110

そのため、

年度の前半と後半で保険料

険料を納めていただき、

保険料の確

年度の後半に差額を清算します。

介護保険料は、

年度の前半に仮

0

市役所税務課(市民税係)

別徴収)されている方を対象に、 年度後半の負担が増大 保険料額

変更前

に定期的に報告し、

そこでの提言を踏

代表で構成される行政改革推進委員会

計画の進行管理については、

市

民

を新たに策定しました。

民参画による行政経営の推進』

を目

「第2次佐渡市行政改革大綱」

革推進委員会からの答申を踏まえ、『市 革を推進していくため、佐渡市行政改

- 4、6、8月の保険料が同額 の場合、10月以降の保険料 が大幅に増加する。
- →負担が年度後半に偏る

8月 10月 前半と後半の負担はほぼ同じ 保険料額

イメージは、保険料の増額が予想される場合のイメージです。 減額が予想される場合、6月と8月の保険料は減額となります。

担がほぼ同じになるように調整します。 せします。 徴収額変更通知書』をお送りしお知ら 減することで、年度の前半と後半の 対象となる方には6月上旬までに『仮

変更後 6、8月の保険料は一時的に 増加するが、10月以降の負 担は軽減される。 →負担偏りがなくなる 4 月 6月 8月 10月 12 月 2月